

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

- 消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (消費生活・文化課) 一  
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (雇用対策課) 一  
○農地中間管理事業等推進基金条例 (農業振興課) 一

ページ

## 条 例

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第一号

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第二号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農地中間管理事業等推進基金条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第三号

農地中間管理事業等推進基金条例

(設置)

第一条 農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第三項に規定する事業をいう。)その他の農用地の利用の効率化及び高度化を促進するための事業の推進を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業等推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第七條 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。